



元気アップみのり

2019年(令和元年)

秋の号

発行 特定非営利活動法人 元気アップみのり
住所 〒678-0052 兵庫県相生市大島町 3-4
電話 0791-22-1330 Fax 0791-22-1347 <http://genkiupminor.com>

晴れた秋空の下で…

ここしばらくいいお天気が続きましたね。

秋日和には屋外でゆっくりと”日本の秋”を満喫したいものです。

9月から10月にかけては大型台風が続き襲来し、東日本で大きな被害が発生しましたが、復旧に携わっておられる方々は大変なご苦勞をさ
れていることでしょう。被災された方々が一日も早く
穏やかな日常の日々を取り戻されることを心からお祈りいたします。



いい天気だ、こんな日は心の底まで”ほっこり”できますね。

訪問ルポ「まいどぞす！」

公益財団法人 木口福祉財団 (芦屋市吳川町 二四ノ一〇) を訪問

11月2日、作業所に待望の新しいパッケージエアコンが設置されました。前の機械は平成13年製の老朽機、夏に故障でもすれば「万事休す」のヒヤヒヤものでしたから、これでひと安心です。そして今回この設備更新に助成して下さいましたのが公益財団法人 木口福祉財団です。そこで先日御礼をかねて財団のある木口記念会館を訪れました。



立派な木口記念会館の4階建てのビル



暖房からのスタートとなった新型のエアコン！

まず8月に作業所にも来られた財団職員の方にお会いし、広い館内をあちこち案内していただきました。会館内には大小会議室にセミナー会場、図書室・調理室に各種情報機器のコーナー等があり、福祉関係だけでなく市民の交流の場として使われているようでした。折から兵庫県障害者アート展が行なわれており、数々の作品が展示されていました。なお、今年度の助成金申請は全国で二〇七件、その中の六六件に四百六十八万円の助成がなされたということです。うちが選ばれたのはまことに幸運という他ありません。

県・市による5年ぶりの「監査」!

9月3日、県と市から4人の係官が来られ、当作業所の「サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化」について実地指導を受けました。いわゆる「監査」で、平成26年11月以来5年ぶりです。

前回は個別支援計画の不備から5%の報酬減額半年間という厳しい処分を受けましたが、今回は報酬減額はなかったものの職員の人事管理や衛生管理、虐待防止に苦情処理等、多岐にわたる指摘がありました。特にマニュアル整備を言われた事項については、社会福祉法人等の既存の事例を参考に作成する計画ですが、「身の丈」にあったものにする必要もあり、目下、頭を悩ませているところです。

運営委員会に相談支援事業所みどりの参加を要請、関係機関との連携強化へ!

9月19日、今年度上期の運営委員会を開催しました。今年からは関係機関との連携を強化するため、外部から相生市社会福祉課と赤穂健康福祉事務所に加え、相談支援事業所みどりの担当者にも参加していただくことになりました。

会議では、前期及び今年前半の業績が概ね順調であること、DM配達等の新規事業も業績改善に寄与しているが、職員の負担がふえていること、最低賃金の上昇でA型との工賃格差が懸念されること、及び先般の監査で指摘された事業所内研修についてネット業者の活用を検討していること等が報告され、議論になりました。また、利用者代表の2名の委員からも日頃の思いや作業所への要望が出されました。

次回の運営委員会は2月の予定です。

編集後記

秋はバザー出店で毎年いそがしいのが常でしたが、昨年あたりから催し自体が減って水揚げも今年はさらに減少!寂しくなりました。だから会報の発行が遅れた言い訳もできません。しかし、赤穂の特別支援学校から実習生が来たり、DM配達の指導にずっと同行してましたし、監査もありましたからね。そして気がつくともう師走です。(横)

秋はバザー出店で毎年いそがしいのが常でしたが、昨年あたりから催し自体が減って水揚げも今年はさらに減少!寂しくなりました。だから会報の発行が遅れた言い訳もできません。しかし、赤穂の特別支援学校から実習生が来たり、DM配達の指導にずっと同行してましたし、監査もありましたからね。そして気がつくともう師走です。(横)

夏、秋のイベントに積極参加!

8月23日、ウィズin西はりま主催のサマー交流会に7名が参加しました。例年通り午前にはスポーツ交流で、午後が音楽の集いでしたが、今年は姫路のロックバンド“スマイルレンジャー”を招き、いつもとは違ったワイワイとしたサウンドで盛り上がりました。



10月26日はこちらも恒例の相生市が主催する“あいあいスポーツ大会”。作業所から9名が参加しました。親子3人の家族で参加した人もあり、世代を越えて和気あいあいと楽しくプレイした後、作業所に帰ってからの、みんなでお弁当をいただきました。



お母さんと一緒に“大玉ころがし”に挑戦。ボクも頑張りました。

さまざまな消費税 10%増税の影響 →パン、ケーキの値上げは見送りに…

10月から消費税の8%から10%への増税にともないB型事業所の報酬額も下表のように改定されました。今回の増税は食料品が除外されたため報酬額もたった3円の増額でした。経費の方は、早急に家賃やガソリン代が上がり少なからぬ影響を受けています。だからと言ってパンやケーキ代を値上げすると折角ファンになってもらった皆さんに悪いので据え置くことにいたします。

10月からは最低賃金も28円上がって時給899円に。A型との格差がさらに広がりますが、B型の私たちの作業所としては今すぐ工賃を上げられる状況になく、利用者皆さんにはご理解を願います。

平均工賃月額	報酬日額
4.5万円以上	649 円
3~4.5万円	624 円
2.5~3万円	612 円
2~2.5万円	600 円
1~2万円	589 円
0.5~1万円	574 円
0.5万円未満	565 円

【註】当地では1 円=10円で計算されます。